

寿晃園 短期入所生活介護（ショートステイ）

～利用料金のご案内～

< 介護保険 >

要介護度	①基本単位 (1日)	②短期生活 サービス提供 体制加算Ⅱ (1日分)	③1日合計 単位数 (1日分)	④介護職員等 処遇改善 加算Ⅰ (③×14.0%)	⑤合計単位数 (③+④)	⑥地域加算 (⑤×10.17円)	負担 割合	⑦利用者様 負担額 【1日分】
要介護1	603 単位	(1日) 18 単位	621 単位	87 単位	708 単位	7,200 円	(1割)	720 円
							(2割)	1,440 円
							(3割)	2,160 円
要介護2	672 単位		690 単位	97 単位	787 単位	8,003 円	(1割)	801 円
							(2割)	1,601 円
							(3割)	2,401 円
要介護3	745 単位		763 単位	107 単位	870 単位	8,847 円	(1割)	885 円
							(2割)	1,770 円
							(3割)	2,655 円
要介護4	815 単位		833 単位	117 単位	950 単位	9,661 円	(1割)	967 円
							(2割)	1,933 円
							(3割)	2,899 円
要介護5	884 単位		902 単位	126 単位	1,028 単位	10,454 円	(1割)	1,046 円
							(2割)	2,091 円
							(3割)	3,137 円

< 自費負担 >

負担 限度額	⑧食費 (1日)	⑨居住費 (1日)	⑩1日分合 計 (⑧+⑨)
第1段階	300 円	0 円	300 円
第2段階	600 円	430 円	1,030 円
第3段階①	1,000 円	430 円	1,430 円
第3段階②	1,300 円	430 円	1,730 円
第4段階	2,070 円	1,065 円	3,135 円

☆その他実施・該当した場合の加算

送迎加算：184単位（片道）

療養食加算：8単位（1食）

緊急短期入所受入加算：90単位（1日）

<< 1日の利用料金額 【⑦+⑩】 >>

要介護1			要介護2			要介護3			要介護4			要介護5		
(1割)	第1段階	1,020 円	(1割)	第1段階	1,101 円	(1割)	第1段階	1,185 円	(1割)	第1段階	1,267 円	(1割)	第1段階	1,346 円
	第2段階	1,750 円		第2段階	1,831 円		第2段階	1,915 円		第2段階	1,997 円		第2段階	2,076 円
	第3段階①	2,150 円		第3段階①	2,231 円		第3段階①	2,315 円		第3段階①	2,397 円		第3段階①	2,476 円
	第3段階②	2,450 円		第3段階②	2,531 円		第3段階②	2,615 円		第3段階②	2,697 円		第3段階②	2,776 円
	第4段階	3,855 円		第4段階	3,936 円		第4段階	4,020 円		第4段階	4,102 円		第4段階	4,181 円
(2割)		4,575 円	(2割)		4,736 円	(2割)		4,905 円	(2割)		5,068 円	(2割)		5,226 円
(3割)		5,295 円	(3割)		5,536 円	(3割)		5,790 円	(3割)		6,034 円	(3割)		6,272 円

○減額について

介護保険施設の利用料の他に居住費・食費のご負担が必要となりますが、世帯全員が市区町村民税非課税の方などについては、申請により施設の食費や居住費が軽減されます。

段階区分	対 象 者	食費	居住費
第1段階	世帯全員（世帯分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で、老齢福祉年金を受給されている方や生活保護等を受給されている方	300円	0円
第2段階	世帯全員（世帯分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で、前年の合計所得金額と課税・非課税年金収入額の合計が80万円以下の方	600円	430円
第3段階①	世帯全員（世帯分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で、前年の合計所得金額と課税・非課税年金収入額の合計が80万円越120万円以下の方	1000円	430円
第3段階②	世帯全員（世帯分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で、前年の合計所得金額と課税・非課税年金収入額の合計が120万円越の方	1300円	430円
第4段階	上記以外の方	2070円	1065円

○ショートスティ利用者の長期滞在について

短期入所生活介護は、利用者様の心身の状況や家族様の負担の軽減等を図るために、一時的に在宅での日常生活に支障がある要介護者が利用するサービスであることから、連続での利用日数には上限（連続29日間）があります。この為、連続日数30日を超えて利用される場合には、自費（実費）での利用を挟み、以降の連続される利用日より「長期利用者に対する減算」（減算30単位／日）が適用されます。

お問い合わせ・お申し込みは



社会福祉法人 中央福祉会
特別養護老人ホーム 寿晃園

〒920-8201 石川県金沢市鞍月東1丁目19番地
TEL : 076-237-8300 FAX : 076-237-0318
Email : qq727fb9k@guitar.ocn.ne.jp
受付時間 8:00~17:00

お気軽にご相談ください！
見学もお待ちしております！

担当：生活相談員 まで